

# 大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について

## 1 改正の理由・経過

- 大阪市では、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、路上喫煙による迷惑や被害を未然に防止することにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に取組を進めている。また、条例に基づき、平成19年7月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）に指定し、同年10月からは、禁止地区における条例違反者に対して、過料を適用している。
- その後、平成27年2月の「都島区京橋地域」をはじめとして、「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」、「北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」、「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」、「中央区長堀通り地域」「子ども本の森中之島周辺地域」、「堂島公園の一部及び周辺地域」を禁止地区に指定している。
- 一方で、いわゆる改正健康増進法（平成14年法律第103号）や「大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成30年大阪府条例第101号）」及び「大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）」の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化しており、令和4年に内閣府において実施された「たばこ対策に関する世論調査」では、「たばこの煙を不快に思った場所」として「路上」と答えた人が70パーセント、「受動喫煙対策の手法」として「路上・公園など、屋外で喫煙できる場所を減らす」と答えた人が59パーセントを占めるなど、屋外での喫煙への対応が求められている。
- 路上喫煙によるたばこのポイ捨ては市民の快適な生活環境やまちの美観を損なうものであることから、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するため、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて市内全域における路上喫煙を禁止することとしている。
- このため、令和4年7月13日に市長から大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）に「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問し、委員会において審議を重ねてきたところである。
- 市内全域の路上喫煙禁止の実施にあたっては、次のような対応が必要と考えている。
  - ①禁止地区を市内全域に拡大
  - ②禁止の対象となるたばこの定義を規定
  - ③私有地や私道における管理権限者の責務について規定
  - ④私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設
- 現在、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備に向けて、新たに120か所の喫煙所整備を進めている。

## 2 改正の主な目的及び概要

市内全域における路上喫煙禁止の実施にあたって、条例の改正等を行う。

### ①路上喫煙禁止地区を市内全域に拡大する

喫煙をめぐる社会情勢は大きく変化しており、世論調査等においても、屋外での喫煙への対応が求められていることや、開催が予定されている2025年の大阪・関西万博に向けたまちの美観の確保のため、現在の禁止地区を令和7年1月をめどに市内全域に拡大する。

### ②たばこの種類や喫煙の方法について規定を新設する

たばこの種類や喫煙の方法について規定がないため、改正健康増進法の規定に準じて定義する。

### ③私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設する

道路等に隣接する土地や建物の管理権限者に対して路上喫煙が発生しないような対策を求める努力義務を規定する。

### ④私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設

公開空地等、道路等に隣接する私有地や私道についても、本市が必要と認める地域では、申請や協議等により路上喫煙禁止の対象とすることができるような規定を新設する。

## 3 委員会での審議経過

- 第39回 「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問
- 第40回 喫煙所（喫煙設備）について
- 第41回 中間答申  
「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について（「喫煙所について」）
- 第42回・第43回 効果的な普及啓発方法について
- 第44回 加熱式たばこの取り扱い、過料徴収及び指導体制について
- 第45回・第46回 条例改正（案）の検討について

## 4 今後のスケジュールについて

